

松田町国民保護計画

(案)

令和8年×月

松田町

赤字+アンダーラインが修正箇所

目 次

第1編 総 論	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 町国民保護計画の構成	2
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 町の事務、関係機関の連絡先	5
第4章 町の地理的、社会的特徴	9
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	11
1 武力攻撃事態	11
2 緊急対処事態	11
第6章 町地域防災計画等との関係	12
1 対象とする事態の相違	12
2 町地域防災計画、 <u>その他の計画</u> の活用	12
第2編 平素からの備えや予防	13
第1章 組織・体制の整備等	13
第1 町における組織・体制の整備	13
1 町の各 <u>課等</u> における平素の業務	13
2 町職員の収集基準等	14
3 消防機関の体制	16
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	16
第2 関係機関との連携体制の整備	18
1 基本的考え方	18
2 県との連携	18
3 近接市町村との連携	19
4 指定公共機関等との連携	19
5 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援	20
第3 通信の確保	21
第4 情報収集・提供等の体制整備	23
1 基本的考え方	23
2 警報等の伝達に必要な準備	23
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	24
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	26

第5 研修及び訓練	27
1 研修	27
2 訓練	27
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	29
1 避難に関する基本的事項	29
2 避難実施要領のパターンの作成	30
3 救援に関する基本的事項	30
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5 避難施設の指定への協力	31
6 生活関連等施設の把握等	31
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	33
1 町における備蓄	33
2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	34
3 各家庭、職場等での備蓄	34
第4章 国民保護に関する啓発	35
1 国民保護措置に関する啓発	35
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	35
第3編 武力攻撃事態等への対処	37
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	37
1 事態認定前における町緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	37
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	40
第2章 町対策本部の設置等	41
1 町対策本部の設置	41
2 通信の確保	49
3 松田町国民保護協議会	49
第3章 関係機関相互の連携	50
1 国・県の対策本部との連携	50
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	51
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	51
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
6 町の行う応援等	52
7 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等	53
8 住民への協力要請及び救援物資の受入れ等	53
第4章 警報及び避難の指示等	54
第1 警報の伝達等	54
1 警報の内容の伝達	54

2 警報の内容の伝達方法	56
3 緊急通報の伝達及び通知	57
第2 避難住民の誘導等	58
1 避難の指示の通知・伝達	58
2 避難実施要領の策定	59
3 避難住民の誘導	61
第5章 救援	65
1 救援の実施	65
2 救援の内容	65
3 救援の際の物資の売渡し要請等	69
4 関係機関との連携	70
第6章 安否情報の収集・提供	71
1 安否情報の収集	72
2 県に対する報告	72
3 安否情報の照会に対する回答	74
4 日本赤十字社に対する協力	78
第7章 武力攻撃災害への対処	79
第1 武力攻撃災害への対処	79
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	79
2 武力攻撃災害の兆候の通報	79
第2 応急措置等	81
1 退避の指示	81
2 警戒区域の設定	82
3 消防に関する措置等	84
第3 生活関連等施設における災害への対処等	86
1 生活関連等施設の安全確保	86
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	86
第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処	88
1 武力攻撃原子力災害による災害への対処	88
2 N B C攻撃による災害への対処	88
第8章 被災情報の収集及び報告	91
第9章 保健衛生の確保その他の措置	92
1 保健衛生の確保	92
2 廃棄物の処理	93
第10章 国民生活の安定に関する措置	94
1 生活関連物資等の価格安定	94
2 避難住民等の生活安定等	94
3 生活基盤等の確保	94

第11章 特殊標章等の交付及び管理	95
第4編 復旧等	97
第1章 応急の復旧	97
1 基本的考え方	97
2 公共的施設の応急の復旧	97
第2章 武力攻撃災害の復旧	98
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	99
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	99
2 損失補償及び損害補償	99
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	99
第5編 緊急対処事態への対処	100
1 緊急対処事態	100
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	100
【付録】	
用語集	101
避難実施要領のパターン事例集	106

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び神奈川県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、松田町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、**障がい者**等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、**障がい者**その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じ

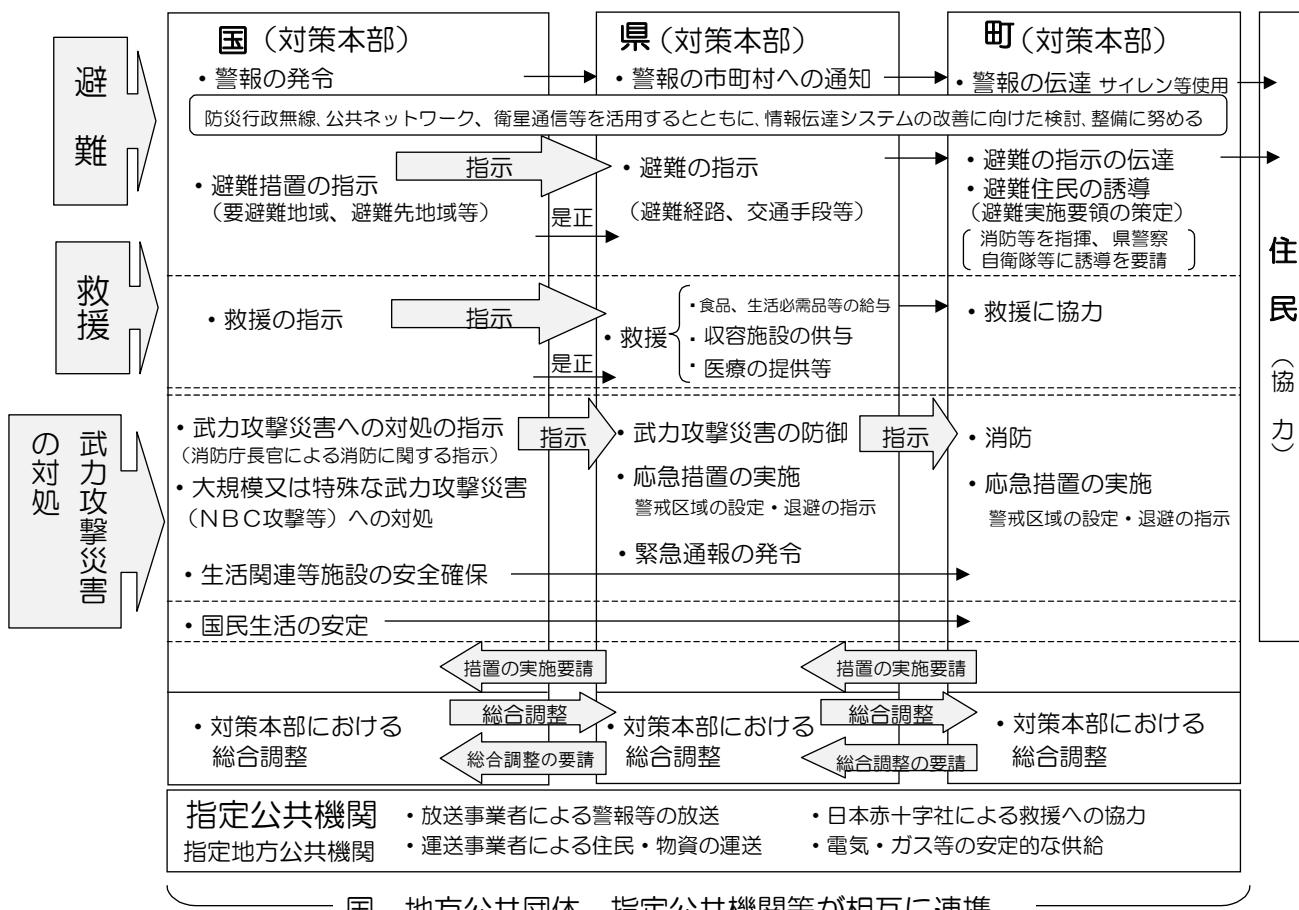
て国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 町の事務、関係機関の連絡先

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

(1) 国民保護措置の全体のしくみ

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

(2) 町の事務

- 1 町国民保護計画の作成
- 2 町国民保護協議会の設置、運営
- 3 町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）及び町緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実

施

- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 関係機関の連絡先

関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関

機関名	局課室名	所在地
内閣府	大臣官房企画調整課	〒330-9724千代田区永田町1-6-1
警察庁	警備局警備企画課	〒100-8795千代田区霞が関2-1-2
防衛省	防衛政策局 運用基盤課	〒231-8401新宿区市谷本村町5-1
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	〒231-0003千代田区霞が関2-1-2
南関東防衛局	総務部総務課	〒231-0003横浜市中区北仲通5-57
関東農政局	神奈川県拠点	〒231-0003横浜市中区北仲通5-57
関東運輸局	総務部 安全防災・危機管理課	〒231-8412横浜市中区北仲通5-57
横浜地方気象台	防災管理官	〒231-0862横浜市中区山手99
海上保安庁	第三管区海上保安本部総務部総務課	〒231-8818横浜市中区北仲通5-57
海上自衛隊	横須賀地方総監部防衛部	〒238-0046横須賀市西逸見町1
防衛省自衛隊	神奈川地方協力本部 募集課	〒231-0023横浜市中区山下町253-2
陸上自衛隊	第1高射特科大隊	〒412-0038静岡県御殿場市駒門5-1
県警察本部	警備部危機管理対策課	〒231-8403横浜市中区海岸通2-4
松田警察署	警備課	〒258-0004松田町松田庶子477-1
小田原市消防本部	消防総務課	〒256-0813小田原市前川183-18
小田原消防松田分署	消防総務課	〒258-0003松田町松田惣領2073

【衛星電話】神奈川県くらし安全防災局 014-400

課室名	グループ名	衛星電話	所在地
防災部	調整G	3425	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
危機管理防災課	企画G	3426	
	応急対策G	3427	
消防保安課	企画G	3429	
危機管理センター		3400～3403	
総合防災センター		014-407	〒243-0026 厚木市下津古久280

【衛星電話】神奈川県各部局等 014-400

局名	課室グループ名	衛星電話	所在地
政策局	総務室 総務G	<u>2402</u>	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
	自治振興部市町村課調整G	<u>2403</u>	
総務局	総務室 総務G	<u>2404</u>	
福祉子どもみらい局	総務室 総務G	<u>2411</u>	
文化スポーツ観光局	総務室 総務経理G	<u>2413</u>	
環境農政局	総務室 総務G	<u>2416</u>	
健康医療局	総務室 総務G	<u>2420</u>	
	県立病院課 調整G	<u>2422</u>	
産業労働局	総務室 総務G	<u>2426</u>	
県土整備局	総務室 総務G	<u>2429/2430</u>	
会計局	会計課 総務G	<u>2442</u>	
企業局	総務室 総務危機管理G	<u>2443</u>	
議会局	総務課 総務G	<u>2450</u>	
教育局	総務室 総務G	<u>2451</u>	

【衛星電話】近隣市町村機関

市町名	衛星電話	所在地
小田原市	<u>014-554-1</u>	〒250-8555小田原市荻窪300
秦野市	<u>014-559-1</u>	〒257-8501秦野市曾屋757
南足柄市	<u>014-565-1</u>	〒250-0192南足柄市関本440
中井町	<u>014-571-1</u>	〒259-0197中井町比奈窪56
大井町	<u>014-572-1</u>	〒258-8501大井町金子1995
松田町	<u>014-573-1</u>	〒258-8585松田町松田惣領2037
山北町	<u>014-574-1</u>	〒258-0195山北町山北1301-4
開成町	<u>014-575-1</u>	〒258-8502開成町延沢733
箱根町	<u>014-576-1</u>	〒250-0398箱根町湯本256
真鶴町	<u>014-577-1</u>	〒259-0202真鶴町岩244-1
湯河原町	<u>014-578-1</u>	〒259-0392湯河原町中央 2-2-1

町内施設等

施設名	電話	所在地
寄幼稚園	89-2452	〒258-0001 寄 2505
松田幼稚園	83-2517	〒258-0002 神山 404
寄小学校	89-2201	〒258-0001 寄 2540
松田小学校	82-0371	〒258-0004 松田庶子 200
松田中学校	82-2261	〒258-0003 松田惣領 1400
立花学園高等学校	83-1081	〒258-0003 松田惣領 307-2
松田さくら保育園	46-8300	〒258-0004 松田庶子 162-1
サンライズキッズなのはな保育園	83-2121	〒258-0003 松田惣領 1192-5
足柄上病院	83-0351	〒258-0003 松田惣領 866-1
特別養護老人ホームレストフルヴィレッジ	88-2910	〒258-0001 寄 3090-1
ハートフルケアホームまつだ	46-8718	〒258-0002 神山 438-1
グループホームみやまの里	89-2037	〒258-0001 寄 4165
セントケアホームあしがら	85-1071	〒258-0004 松田庶子 373-1
NPO法人しあわせサービス	82-8571	〒258-0003 松田惣領 1249
コスマス学園松田センター	46-8511	〒258-0003 松田惣領 824-1
KOMNYすみれの家	83-7394	〒258-0003 松田惣領 17-2
放課後等デイサービス喜の実	25-5470	〒258-0004 松田庶子 869-17
まこさんち松田	20-8180	〒258-0003 松田惣領 1951-1
小田原エンジニアリング	83-1122	〒258-0003 松田惣領 1577

その他関係機関

機関名	所在地
日本赤十字社神奈川県支部事業部救護課	〒231-8536横浜市中区山下町70- 7
東京電力パワーグリッド（株）小田原支社	〒250-0012小田原市本町 1 - 9 - 25
東日本電信電話（株）神奈川西支店	〒251-0054神奈川県藤沢市朝日町 1 番地 6
東京瓦斯（ガス）株式会社	〒220-0024横浜市西区平沼町 5 - 55
（一社）足柄建設業協会	〒258-0021開成町吉田島2581- 4
松田郵便局	〒258-8799松田町松田惣領1596- 1
足柄上医師会	〒258-0021開成町吉田島580
秦野赤十字病院	〒257-0017秦野市立野台 1 - 1
富士急モビリティ	〒258-0003松田惣領360
松田合同自動車	〒258-0004松田庶子1066-1
JR東海（松田駅）	〒258-0003松田惣領1879-3
小田急電鉄（新松田駅）	〒258-0003松田惣領1356

第4章 町の地理的、社会的特徴

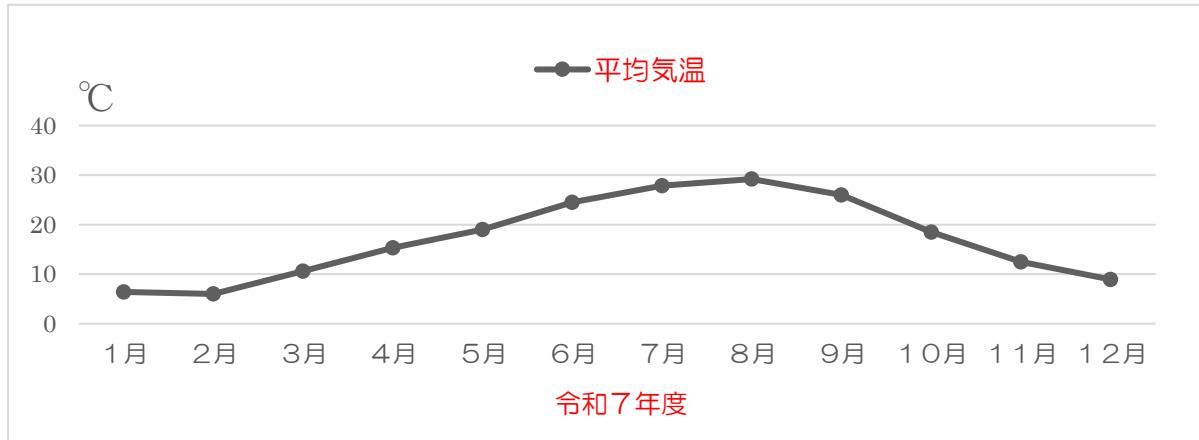
町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本町は、神奈川県の西部に位置し、東に秦野市、南東に大井町と接し、西及び北は山北町に接し、南西は酒匂川右岸を境にして開成町に面している。東西の最長距離4.77km、南北12.12kmにわたり、総面積37.75km²で、丹沢山塊の南西端部にあたる地帯で、第三紀層を中心として、南部は洪積層、沖積層の肥沃地帯で、北部は御坂層、小仏層の岩盤を藏した山野をもって形成されている。

(2) 気候

本町は、南東に大磯丘陵、北は丹沢山塊、西に富士山麓、南に箱根連山がひかえているため、気候はおおむね温暖である。年間を通じての平均気温は13~17°Cで、年間降水量1,800~2,600mmであり、冬季の12月、1月、2月は季節風が強くなり、丹沢山塊より下降気流となって吹きおろしてくるので、連日乾燥した日が続き、降雨量が少ない。





(3) 人口分布

令和8年2月1日現在、松田町の人口は10,199人で世帯数は4,611である。このうち、松田地区が人口及び世帯とも約84%を占めている。

人口世帯数

地区名	世帯数	人口 単位(人)		
		総 数	男	女
総数	4,611	10,199	5,060	5,139
松田地区	3,894	8,594	4,239	4,355
寄地区	717	1,605	821	784
<u>令和8年2月1日現在 推定人口(外国人を含む)</u>				

(4) 土地

本町は、東西4.77km、南北12.12kmの南北に長い地形をしており、町内を東西に通る東名高速道路を境に北側が山地部、南側が平地となっている。

市街地は、小田急小田原線新松田駅、JR御殿場線松田駅を中心に、松田地区に形成されている。寄地区では山間部に集落が点在している。

農地は、酒匂川沿いの平地に水田が、市街地や市街地後背の斜面には畑がある。農地は規模が小さく利用がしにくくことや兼業化が進展していることなどにより遊休化が進んでいる。全体として、地形が急で、市街地の大幅な拡大は見込めない。

(5) 道路の位置等

本町は、東京から約70kmの距離にあり、小田急線、JR御殿場線の2本の鉄道、東名高速道路、国道246号線等が通る交通の要衝となっている。小田急新松田駅、JR御殿場線松田駅を中心としてバス路線が設けられ、住民の日常の足として、また、丹沢大山国定公園を訪れる観光客の足としても利用されている。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弹道ミサイル攻撃
- ④ 航空機による攻撃

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃

※危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態であり、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊等がある。

② 集客施設等への攻撃

※多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態であり、大規模集客施設・主要駅等の爆破、列車等の爆破等がある。

(2) 攻撃手段による分類

① 化学剤・生物剤による攻撃

※多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態であり、放射性物質の拡散（ダーティボム、放射性物質拡散装置等）、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入がある。

② 交通機関（航空機）による自爆テロ

※破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態であり、航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来等がある。

第6章 町地域防災計画等との関係

1 対象とする事態の相違

町国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。

これに対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている松田町地域防災計画【令和6年5月改定】（以下「町地域防災計画」という。）は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。

2 町地域防災計画、その他の計画の活用

前項に示すように町国民保護計画と町地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態は類似しているため、対処について転用できる場面もある。また、町地域防災計画に基づく防災のための配備・動員、避難所、物資、資機材等について共通するものが多いことから、町地域防災計画を活用する。また、令和3年3月に策定した国土強靭化地域計画及び業務継続計画とも、国民保護と関係することから相互に活用を図る。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、**各課等の業務**、職員の參集基準等について定める。

1 町の**各課等**における平素の業務

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、それぞれの業務を行う。

平素においては国民保護に関する事務は、総務課（安全防災担当室）が担当する。

国民保護は、各種災害と同じく全庁的な対応を実施するが、武力攻撃事態等における国民保護措置特有の業務であることから、次の事項に留意して準備を行う。

(1) 国民保護計画等の「国民保護」に対する理解

平素から、国民保護に関する計画や教育及び自学研鑽を行い、その内容を理解するこ
とが役場職員として必要不可欠である。

(2) 町職員の役割

町の役割は「避難」と「支援」である。各種の避難指示と、避難施設の設置、県境を
越える避難誘導、食料・飲料水の提供、生活必需品や医療の提供等を実施する。

(3) 避難・救援に関する事務

平素から、教育委員会、消防機関、県の担当部署、警察・自衛隊等と国民保護に関する意見交換など意思の疎通を図ることが重要である。救援に関する事務は災害救助法（昭和22年法律第118号）を参考とし、県と協議しながら、救援体制の確立に努めていく。

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、平日の夜間及び休日の昼夜間においても、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡し、町の組織をあげて対応可能な体制を確保する。また、消防、警察、自衛隊等関係機関との初動連絡体制等について、迅速かつ的確に行えるよう連携を構築する。

(3) 町の体制及び職員の配備基準

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるための体制を次のとおりとする。その際、町長の状況判断を補佐できる体制を確保する。

【職員配備基準】

事態の状況	状況	配備基準
事態認定前	<u>1. 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発見されたとき</u> <u>2. 他の都道府県で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき</u> <u>3. その他町長が必要を認めるとき</u>	<u>【情報連絡体制】</u> 町の各課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合は、町地域防災計画の事前配備に準ずる
	<u>1. 情報連絡体制での対応が困難と認めるとき</u> <u>2. 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき</u> <u>3. その他町長が必要を認めるとき</u>	<u>【警戒本部～対策本部体制】</u> 町の各課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合）は事案の程度により町地域防災計画の1号、2号又は3号配備に準ずる
事態認定後	<u>町対策本部設置の通知がない場合</u>	<u>【情報連絡体制～対策本部体制】</u> 事態等状況により町地域防災計画の事前配備、1～3号配備に準ずる
	<u>町対策本部設置の通知を受けた場合</u>	<u>【対策本部体制】</u> 町地域防災計画の3号配備に準ずる

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町は、武力攻撃事態等が発生した場合、初動体制の確保のため、全ての町職員に速やかに連絡できる体制を整備する。特に、町の幹部職員及び国民保護担当課職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話を常時携行し、連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長の代替職員については、次のとおりとする。

副町長 → 教育長 → 参事 → 総務課長

※参事職が複数名いる場合は事前に順位を決めておくこと。

(6) 職員の服務基準

町は、第2章(3)町対策本部の組織構成及び機能に記載された体制ごとに参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- ・勤務交代要員の確保、その他の職員配置
- ・職員用の食料等の備蓄・確保
- ・公共施設の自家発電設備・燃料の確保
- ・職員用仮眠設備等の確保
- ・その他必要な事項

3 消防機関の体制

(1) 小田原市消防本部の初動体制の把握等

町は、小田原市消防本部からの情報を受け、消防本部及び消防署等における初動体制を把握する。また、町は消防本部及び消防署等と緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

(3) 消防団員の参集体制の整備

町は、小田原市消防本部における参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目 <u>※()内は国民保護法の条項</u>		担当部署
<u>損失補償</u> <u>(法第159条</u> <u>第1項)</u>	特定物資の収用に関すること（法第81条第2項）	<u>産業建設部</u>
	特定物資の保管命令に関すること（法第81条第3項）	<u>産業建設部</u>
	土地等の使用に関すること（法第82条）	<u>産業建設部</u>
	応急公用負担に関すること（法第113条第1項・ <u>2項</u> ・5項）	<u>産業建設部</u>
<u>損害補償</u> <u>(法第160条)</u>	国民への協力要請によるもの（法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）	<u>総務部</u>
不服申立てに関すること（法第6条、175条）		<u>総務部</u>
訴訟に関すること（法第6条、175条）		<u>総務部</u>

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、松田町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関する不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次とおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護に関する計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により連携を図る。また、消防機関のN B C 対応可能部隊数やN B C 対応資機材の保有状況を確認する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定に国民保護を追加する等の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、区域内の事業所における国民保護への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携を図る。

5 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び防災リーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

その他、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
・設備	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等により <u>バックアップ体制の整備を図る。</u> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び連携の <u>充実強化</u> を図る。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用	・夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
面	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ・非常通信設備、機器について、その機能の理解や操作の習熟に努めるとともに、実践的な通信訓練を行うなど、管理・運用体制の確立を図る ・通信訓練を行うに当たっては地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応

	じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時に おける運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業 用移動通信及び防災行政無線等、業務用移動通信を活用した運用方法等について の十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合 に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・町民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとと もに、高齢者、 障がい者 、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及び その他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達で きるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、**障がい者**、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT） 及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を整備する。

(3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察、海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担を調整するとともに管理者の連絡先等を把握し、情報伝達体制を整備する。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集に必要な準備

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年3月28日総務省令第44号、以下「安否情報省令」という。）に規定する安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - ④ 住所
 - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑦ 居所
 - ⑧ 負傷又は疾病の状況
 - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）
- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑪ **遺体の所在**

(2) 安否情報の整理等のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)

年 月 日 時 分
松 田 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 松田町△△番地(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

字 名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他の 被害	
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊		
			重 傷	軽 傷				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について死亡地の字名、死亡年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を1人ずつ記入してください。

字 名	年月日	性別	年齢	概 况

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊、海上保安部との連携を図る。NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を

実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

この場合、準用できる項目と独自の項目を明確に切り分ける必要がある。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の収集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会(自主防災組織)の協力を求めるとともに、特に高齢者、**障がい者**その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会(自主防災組織)等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎データ資料】

- 住宅地図
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会長、自主防災組織等の連絡先一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者（災害時要援護者）のリスト
- 収容施設として活用できる土地、建物等のリスト
- 関係医療機関のデータ
- 救護班のデータ
- 火葬場等のデータ

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、福祉・災害部

署、民生委員、自主防災組織、消防団等が協力をして避難行動要支援者が迅速に避難できる体制を構築する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、令和4年3月の改定で「避難実施要領のパターン事例集」を作成し、本計画に記載した。また、町は、武力攻撃事態等において、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達することができるよう、あらかじめ伝達方法等を定める。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみ、町の行う救援について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ必要な準備をする。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾(対象なし)
 - ④ 飛行場(対象なし)

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有施設等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。特に、避難施設は、地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するように配慮する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、町は「生活関連施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月2日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
〃	2号	ガス工作物	経済産業省
〃	3号	取水・貯水・浄水施設、配水池	厚生労働省

<u>第 27 条</u>	<u>4 号</u>	鉄道施設、軌道施設	<u>国土交通省</u>
<u>〃</u>	<u>5 号</u>	電気通信事業用交換設備	<u>総務省</u>
<u>〃</u>	<u>6 号</u>	放送用無線設備	<u>総務省</u>
<u>〃</u>	<u>7 号</u>	水域施設、係留施設	<u>国土交通省</u>
<u>〃</u>	<u>8 号</u>	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	<u>国土交通省</u>
<u>〃</u>	<u>9 号</u>	<u>ダム</u>	<u>国土交通省</u> <u>農林水産省</u>
<u>第 28 条</u>	<u>1 号</u>	危険物	<u>総務省消防庁</u>
<u>〃</u>	<u>2 号</u>	<u>毒劇薬（毒物及び劇物取締法）</u>	<u>厚生労働省</u>
<u>〃</u>	<u>3 号</u>	火薬類	<u>経済産業省</u>
<u>〃</u>	<u>4 号</u>	高圧ガス	<u>経済産業省</u>
<u>〃</u>	<u>5 号</u>	<u>核燃料物質（汚染物含む）</u>	<u>原子力規制委員会</u>
<u>〃</u>	<u>6 号</u>	<u>核原料物質</u>	<u>原子力規制委員会</u>
<u>〃</u>	<u>7 号</u>	<u>放射性同位元素（汚染物含む）</u>	<u>原子力規制委員会</u>
<u>〃</u>	<u>8 号</u>	<u>毒劇薬（薬事法）</u>	<u>厚生労働省</u>
<u>〃</u>	<u>9 号</u>	電気工作物内の高圧ガス	<u>経済産業省</u>
<u>〃</u>	<u>10 号</u>	生物剤、毒素	<u>各省庁（主務大臣）</u>
<u>〃</u>	<u>11 号</u>	毒性物質	<u>経済産業省</u>

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。また、町は物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、あらかじめ必要に応じて、民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めることとする。協定に当たっては、防災のための物資供給に関する協定の内容を踏まえつつ、対象品目、具体的な連絡手段や輸送要領等についても規定しておくこととする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のための特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置
放射性物質等による汚染防止のための除染具 など

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

3 各家庭、職場等での備蓄

町は、町民が各家庭や職場で、食料、飲料水、生活必需品を備蓄するよう、防災のための啓発と連携を図りつつ、自主防災組織や自治会等を通じた啓発に努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。また、武力攻撃災害が発生した場合は、行政の的確かつ迅速な対応に加え、住民や事業所等の自主的・積極的な防災活動が重要となる。

このため、町は、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等に住民がとるべき行動等について、広く住民の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、国民保護に関する啓発を行うよう努めるものとする。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあったものの表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について平素から町民に対し周知するように努める。

その他、地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、付録「避難実施要領のパターン事例集」を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活

用しながら、住民に対し周知するよう努める。また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生し、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において被害への初動の対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における町緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 情報連絡体制及び町緊急事態連絡室等の設置

① 情報連絡体制の確保

町は、次の場合において必要と認めるときは、情報連絡体制を確保する。

- ・町内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発生
- ・他の市町村で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生
- ・副町長等が必要と認めたとき

情報連絡体制は、総務課が担当し、総務課長が必要と認める人員で構成する。

町は、情報連絡体制をとったときは、直ちに県に連絡する。

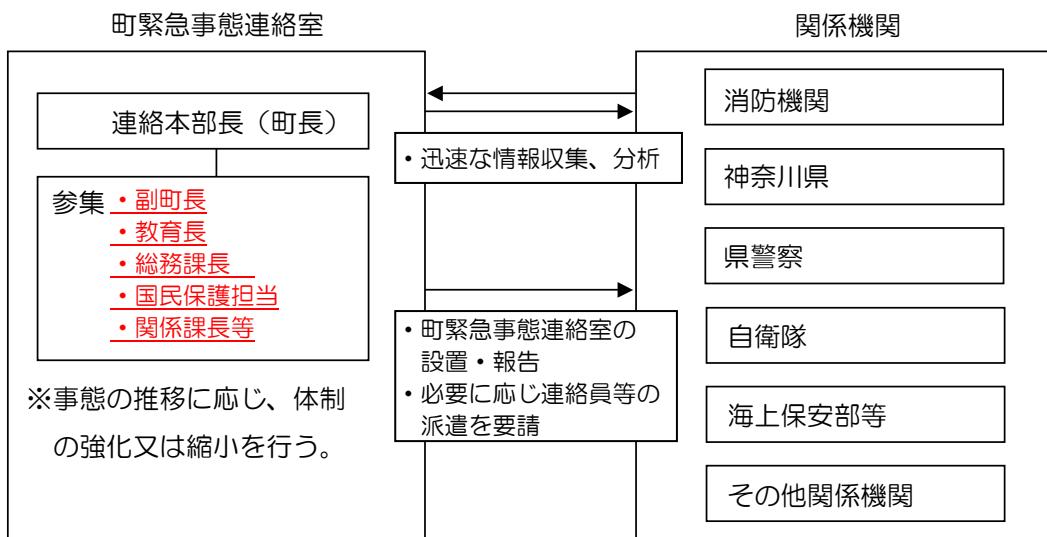
② 町緊急事態連絡室等の設置

町は、次の場合において必要と認めるときは、直ちに町緊急事態連絡室を設置する。

- ・情報連絡体制での対処が困難であると認めるとき
- ・県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生
- ・武力攻撃事態等の認定がなされたものの、町対策本部を設置すべき旨の通知がないとき
- ・町長が必要と認めたとき

町緊急事態連絡室は、町対策本部員のうち、総務課長、国民保護担当など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

※【町緊急事態連絡室の構成等】



町緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、町緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、町緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は、町緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等について認知した際は、必要により、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定等の応急措置を行う。また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

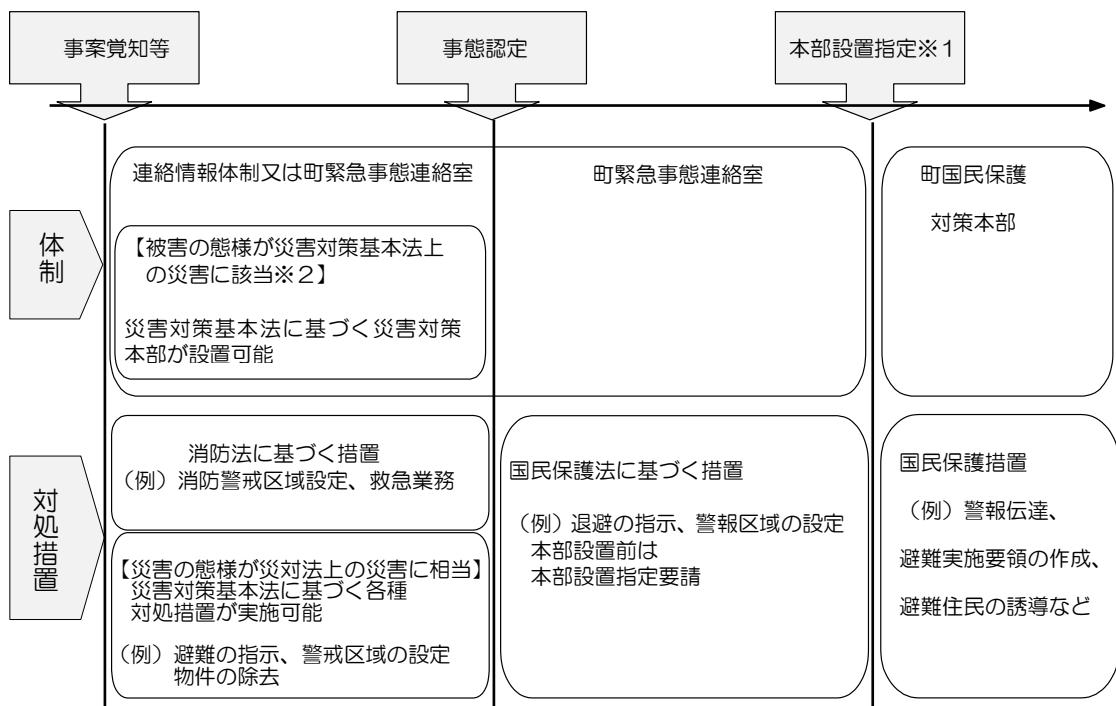
(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「町緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「町緊急事態連絡室」は廃止する。

この場合において、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で

本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報連絡体制を立ち上げ、又は、町緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。なお、事前に町緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替える。

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町庁舎3階防災対策室等に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等、町対策本部を町庁舎内に設置できない場合は、あらかじめ指定した予備施設に町対策本部を設置する。

また、町外への避難が必要で、町に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

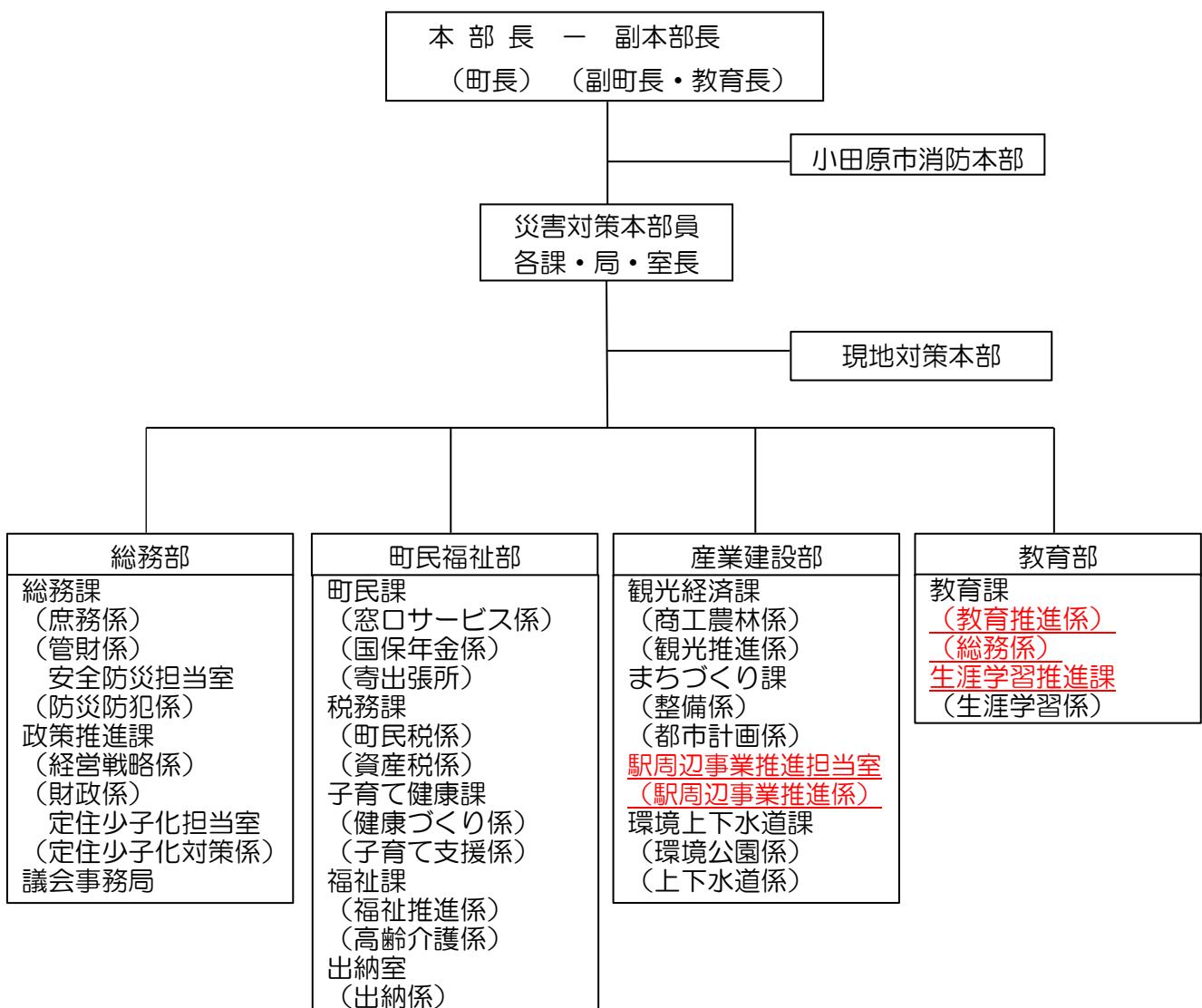
(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は、町地域防災計画に準じ、次のとおりとする。

【松田町国民保護対策本部組織図】



【松田町国民保護対策本部事務分掌表】

部	課	係	分 担 業 務
総務部	総務課 <u>(部長)</u>	庶務係	<u>1 本部の庶務に関すること</u> <u>2 各種会議、その他関係機関との連絡に関すること</u> <u>3 本部及び各部等との連絡調整に関すること</u> <u>4 その他他部に属さない事項</u> <u>5 関係機関、団体に対する協力並びに応援に関すること</u> <u>6 災害関係職員の動員及び職員の派遣</u> <u>7 職員の勤務に関すること</u> <u>8 被災職員の調査に関すること</u> <u>9 部各係の応援に関すること</u>
		管財係	<u>1 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること</u> <u>2 町有施設の災害対策、被害調査に関すること</u> <u>3 電気、通信施設の被害調査に関すること</u> <u>4 災害時における車両の運用に関すること</u> <u>5 部各係の応援に関すること</u>
		安全防災担当室 防災防犯係	<u>1 本部会議に関すること</u> <u>2 災害応急対策とりまとめ、報告に関すること</u> <u>3 消防団に関すること</u> <u>4 県、消防、警察その他関係機関との連絡に関すること</u> <u>5 自衛隊の派遣要請に関すること</u> <u>6 自主防災組織との連絡に関すること</u> <u>7 警報伝達に関すること</u> <u>8 災害情報の収集・伝達に関すること</u> <u>9 避難に関すること</u> <u>10 警備・救助に関すること</u>
		政策推進課 <u>(副部長)</u>	<u>1 気象情報の収集に関する応援</u> <u>2 災害応急対策のとりまとめ、報告に関する応援</u> <u>3 災害情報の収集に関する応援</u> <u>4 被害情報の収集、報告及び記録に関する応援</u> <u>5 避難場所の情報収集及び連絡調整に関する応援</u> <u>6 警報等の伝達及び災害広報に関する応援</u> <u>7 災害関係文書の受理、配布に関する応援</u> <u>8 災害広報に関すること</u>
		財政係	<u>1 災害対策の予算及び資金に関すること</u> <u>2 部各係の応援に関すること</u>

		定住少子化担当室 定住少子化対策係	<u>1 部各係の応援に関すること</u>
	議会事務局 <u>(副部長)</u>		<u>1 町議会対応に関すること</u>
町 民 福 祉 部	町民課 <u>(副部長)</u>	窓口サービス係	<u>1 安否確認に関すること</u> <u>2 避難所に関すること</u> <u>3 災害用食料の配分・配達、炊き出しに関すること</u> <u>4 遺体の収容・処理</u>
		国保年金係	
		寄出張所	<u>1 現地対策本部に関すること</u>
	税務課 <u>(部長)</u>	町民税係	<u>1 被災納税者・家屋の被害調査及び減免に関すること</u> <u>2 部各係の応援に関すること</u>
		資産税係	
	子育て健康課 <u>(副部長)</u>	健康づくり係	<u>1 災害時の医療助産に関すること</u> <u>2 医療衛生施設の災害対策、被害調査に関すること</u> <u>3 医療品及び衛生材料の調達に関すること</u> <u>4 災害時の防疫に関すること</u> <u>5 災害時要援護者に関すること</u> <u>6 災害派遣医療面の受援に関する事項</u> <u>7 日赤活動との連絡に関すること</u> <u>8 部各係の応援に関すること</u>
	福祉課 <u>(副部長)</u>	福祉推進係	<u>1 災害救助に関すること</u> <u>2 救援物資の調達及び配布に関すること</u> <u>3 建物、民需被害調査の集計に関すること</u> <u>4 災害時要援護者に関すること</u> <u>5 義援金品の配布に関すること</u> <u>6 社会福祉施設の災害対策、被害調査に関すること</u> <u>7 ボランティアに関すること</u> <u>8 福祉避難所に関すること</u> <u>9 部各係の応援に関すること</u>
		高齢介護係	
	出納室 <u>(副部長)</u>	出納係	<u>1 災害時における緊急支払いに関すること</u> <u>2 義援金品の受付保管に関すること</u> <u>3 部各係の応援に関すること</u>
	観光経済課	商工農林係	<u>1 次の事項の災害対策、被害調査に関すること</u> <u>農作物、農地、農業用施設、家畜、畜産施設、林産物、</u>

	<u>(副部長)</u>	観光推進係	<u>林業施設、農林道、商業・工業施設、観光施設等</u> <u>2 次の災害融資に関すること</u> <u>被災農家、林業、商工業者</u> <u>3 被災農家の営農指導に関すること</u>
産業建設部	まちづくり課 <u>(部長)</u>	整備係	<u>1 公共土木施設の災害対策及び被害調査に関すること</u> <u>2 災害対策用機材器具の調達に関すること</u> <u>3 道路等の維持管理及び復旧工事に関すること</u> <u>4 道路等の障害物の除去に関すること</u> <u>5 交通規制の措置に関すること</u> <u>6 避難路の確保に関すること</u> <u>7 労務者の確保に関すること</u> <u>8 住居等の障害物除去に関すること</u> <u>9 農林道の災害対策、被害調査に関すること</u>
	都市計画係	<u>1 都市施設の災害対策、被害調査に関すること</u> <u>2 応急仮設住宅の設置に関すること</u> <u>3 建築資材に関すること</u> <u>4 被害住宅の復興に関すること</u> <u>5 部各係の応援に関すること</u>	
	駅周辺事業 推進担当室 駅周辺事業 推進係	<u>1 災害廃棄物の処理に関すること</u> <u>2 清掃に関すること</u> <u>3 被災地におけるし尿の収集に関すること</u> <u>4 動物の管理・飼育対策に関すること</u> <u>5 部各係の応援に関すること</u>	
環境上下水道課 <u>(副部長)</u>	環境公園係		<u>1 災害廃棄物の処理に関すること</u> <u>2 清掃に関すること</u> <u>3 被災地におけるし尿の収集に関すること</u> <u>4 動物の管理・飼育対策に関すること</u> <u>5 部各係の応援に関すること</u>
		上下水道係	<u>1 被災者の給水対策に関すること</u> <u>2 水道施設の災害対策、被害調査に関すること</u> <u>3 下水道施設及び排水施設の災害対策、災害調査に関すること</u> <u>4 部各係の応援に関すること</u>
教育部	教育課 <u>(部長)</u>	教育推進係	<u>1 災害時の応急教育、児童生徒の避難に関すること</u> <u>2 学校の休校等の措置に関すること</u>
		総務係	<u>1 教育施設の災害対策、被害調査に関すること</u> <u>2 部各係の応援に関すること</u>
	生涯学習推進課 <u>(副部長)</u>	生涯学習係	<u>1 社会教育施設の災害対策、被害調査に関すること</u> <u>2 文化財及び文化関係施設の災害対策、被害調査に関すること</u> <u>3 災害活動に協力する各種団体等の連絡調整に関すること</u> <u>4 部各係の応援に関すること</u>

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

【町対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、政策推進課長を広報責任者として広報を一元的に行う。

② 広報手段

防災行政無線、すぐメールまつだ、ＬＩＮＥ、広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者

会見、ＨＰなど複数の広報手段を活用して、住民等に迅速に情報提供する体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、時期を逸する
ことがないように迅速な対応に心がける。

イ 町対策本部において重要な方針を決定した場合など町長自ら記者会見を行う。

ウ 県や近郊自治体と連携した広報体制を構築する。

(5) 町現地対策本部の設置

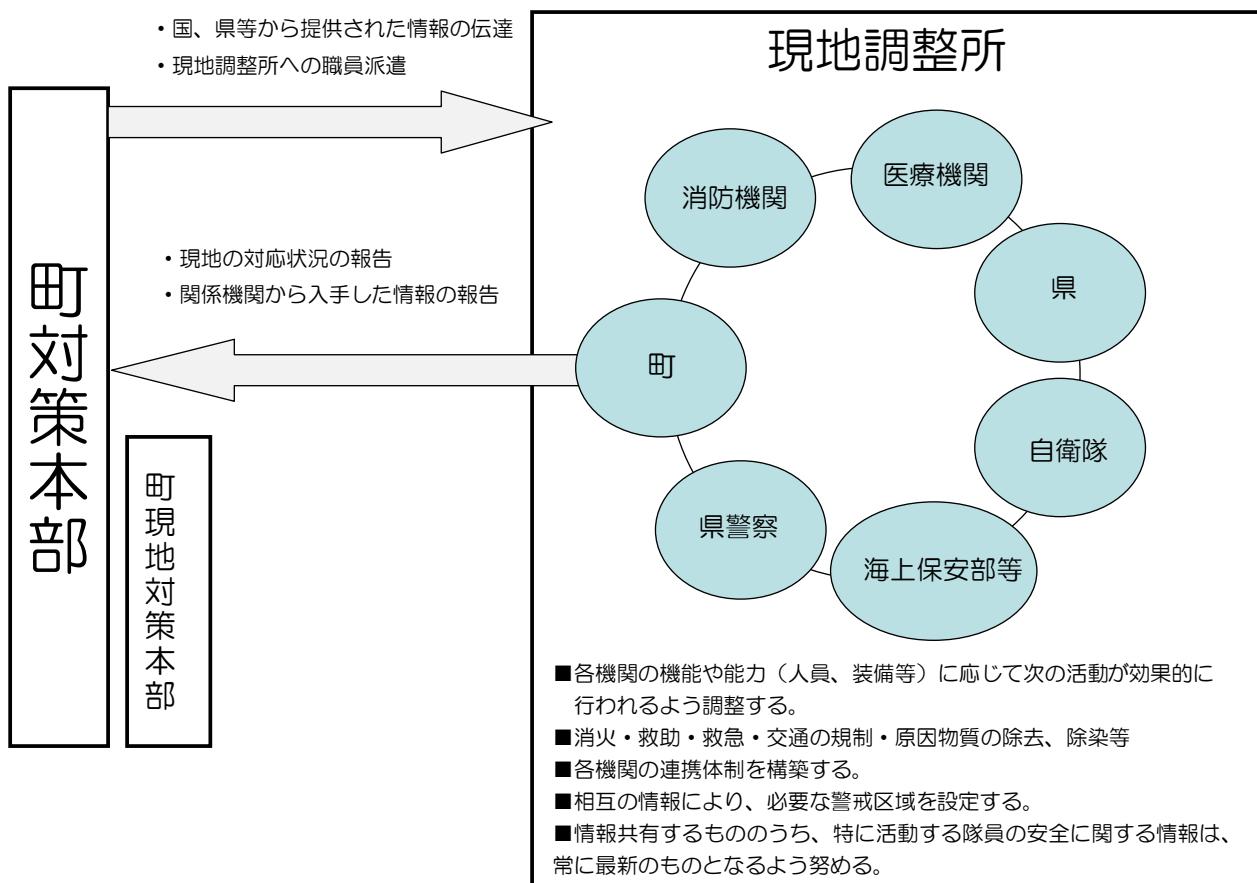
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長及び町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町内における国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町内における国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町内における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 松田町国民保護協議会

松田町国民保護協議会の組織、所掌事務及び運営は、基本法関係法令、松田町国民保護協議会条例及び松田町国民保護対策本部及び松田町緊急事態対策本部条例によるが、その概要は、防災会議委員に準じるものとする。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町長は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

町長は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

町長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町長は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする神奈川地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする。

地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を定めて委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示とともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を

行った場合は、町長はその内容を速やかに**町議会**に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を**町議会**に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援
町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

8 住民への協力要請及び救援物資の受入れ等

(1) 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

(2) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達

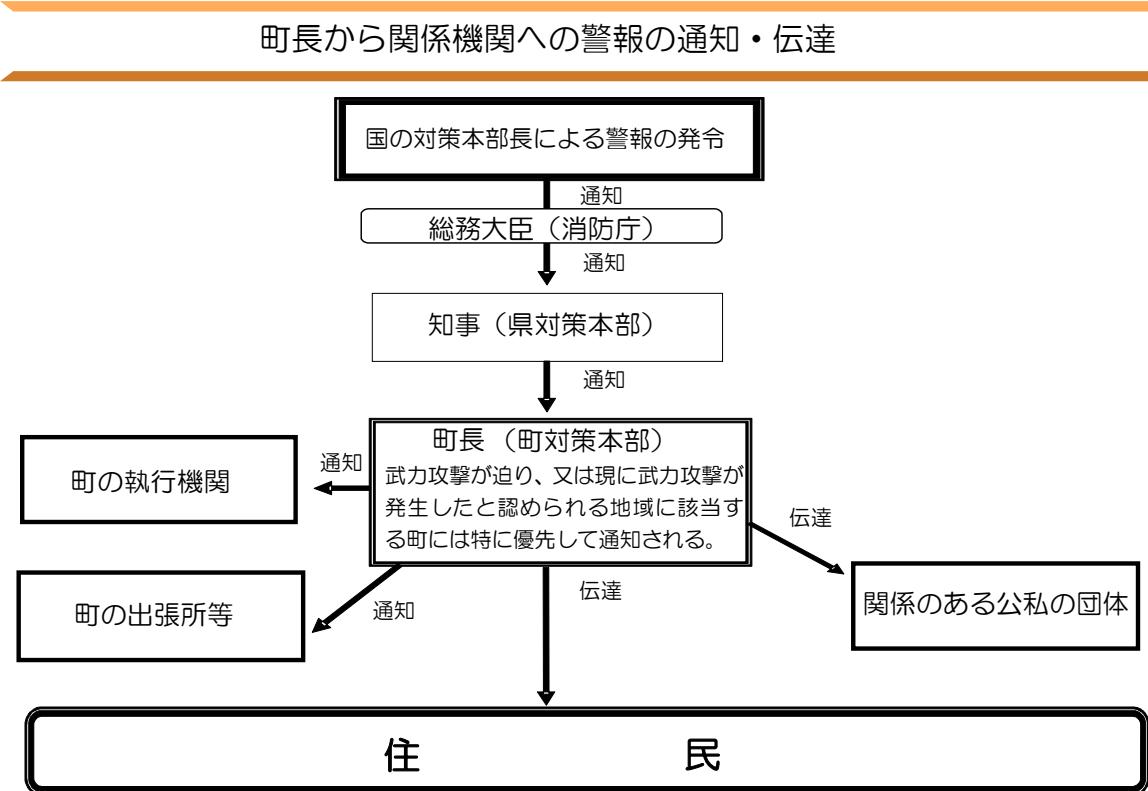
(1) 警報の内容の伝達

- ① 町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会長、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、町の他の執行機関及びその他の関係機関（教育委員会、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページへの掲載、防災行政無線、すぐメールまつだ等により警報の内容を通知する。

※ 町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達

警報の内容は、緊急情報ネットワーク（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、町に伝達される。町長は、その伝達を全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、住民に対し広報車、消防団、自治会長の協力、すぐメールまつだ等あらゆる手段を活用し、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会長等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 各世帯等への警報の伝達

町長は、職員及び消防団長を指揮し、また消防長と協力して、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 災害時要援護者への配慮

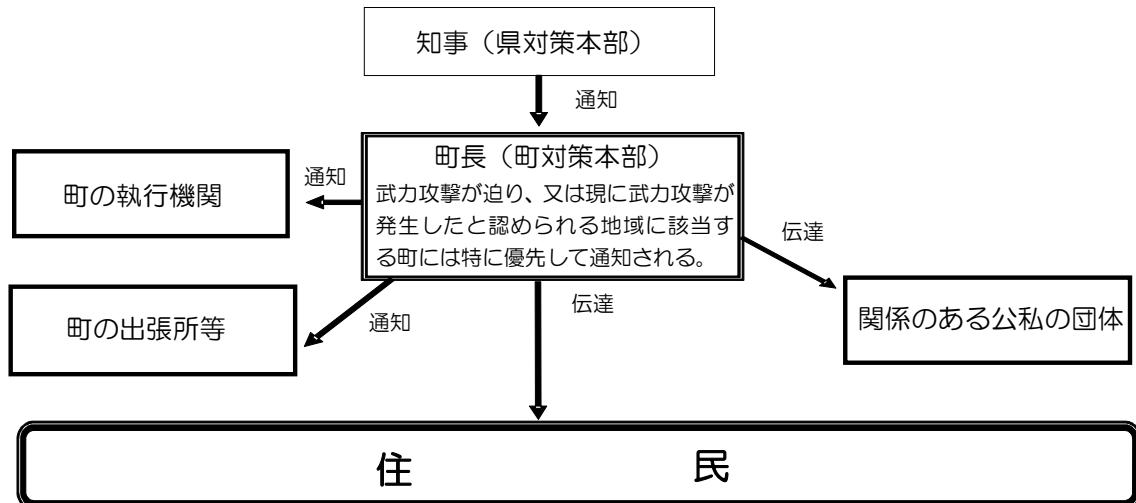
警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、**障がい者**、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、災害時要援護者について、福祉部局との連携の下で避難支援プラン等を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう配慮する。

(4) 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

町長から関係機関への緊急通報の通知・伝達



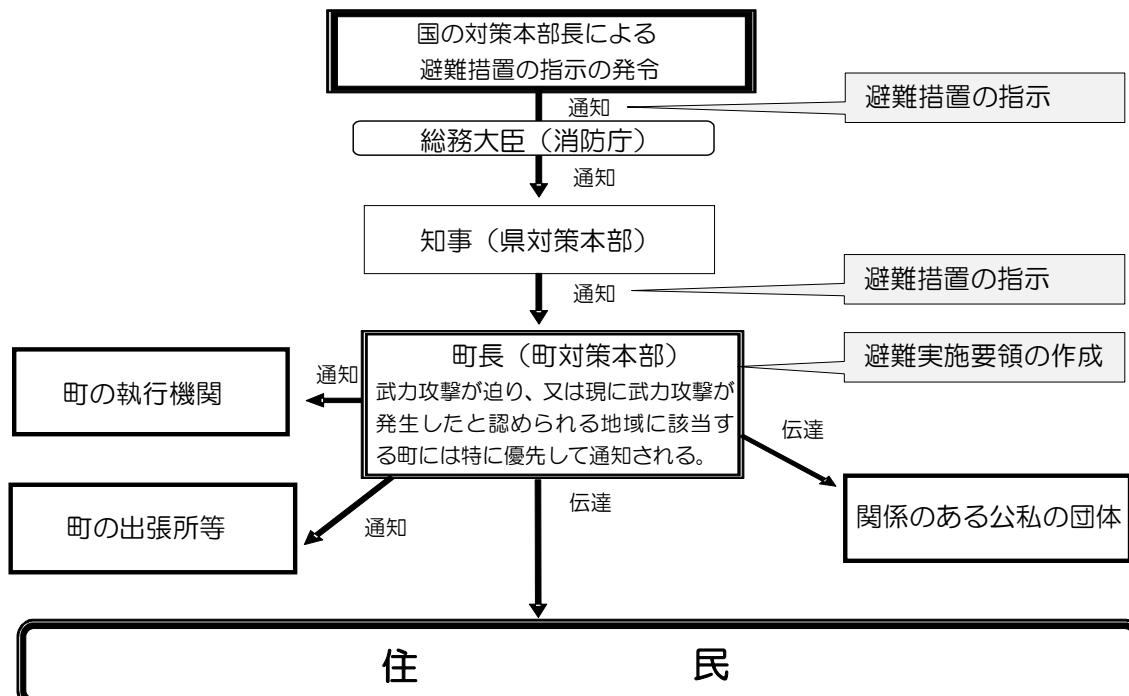
第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体及び財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、その内容を住民に伝達し、関係機関に通知する。

町長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、他の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項

町長は、避難実施要領に次の事項を定める。ただし、時間的な余裕がない場合においては、避難誘導のために必要不可欠な情報を簡潔に記載するものとする。

① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

ア 避難の手段及び避難の経路

避難先への交通手段を明示するとともに、避難経路等を可能な限り具体的に記載する。

イ 一時集合場所

避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所の名称、住所等を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所への交通手段について記載する。

ウ 集合場所

一時集合場所等への集合時間、避難先への出発時刻等を可能な限り具体的に記載する。

エ 要避難地域及び誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所等を可能な限り明示するとともに、自治会、学校、事業所など、地域の実情及び武力攻撃等の状況に応じて、避難の実施単位を記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項など、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ア 職員、消防職員等の配置等

避難住民の避難誘導が的確かつ迅速に行えるよう、職員並びに消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を記載する。

イ 災害時要援護者への対応

高齢者、障がい者等の自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施する

ために、これらの**災害時要援護者**への対応方法を記載する。

ウ 食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。

エ 残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

② その他避難の実施に関し必要な事項

ア 避難先

避難先となる施設の名称、住所、連絡先等を可能な限り具体的に記載する。

イ 携行品及び服装

避難に必要な携行品、服装等について記載する。

ウ 緊急連絡先

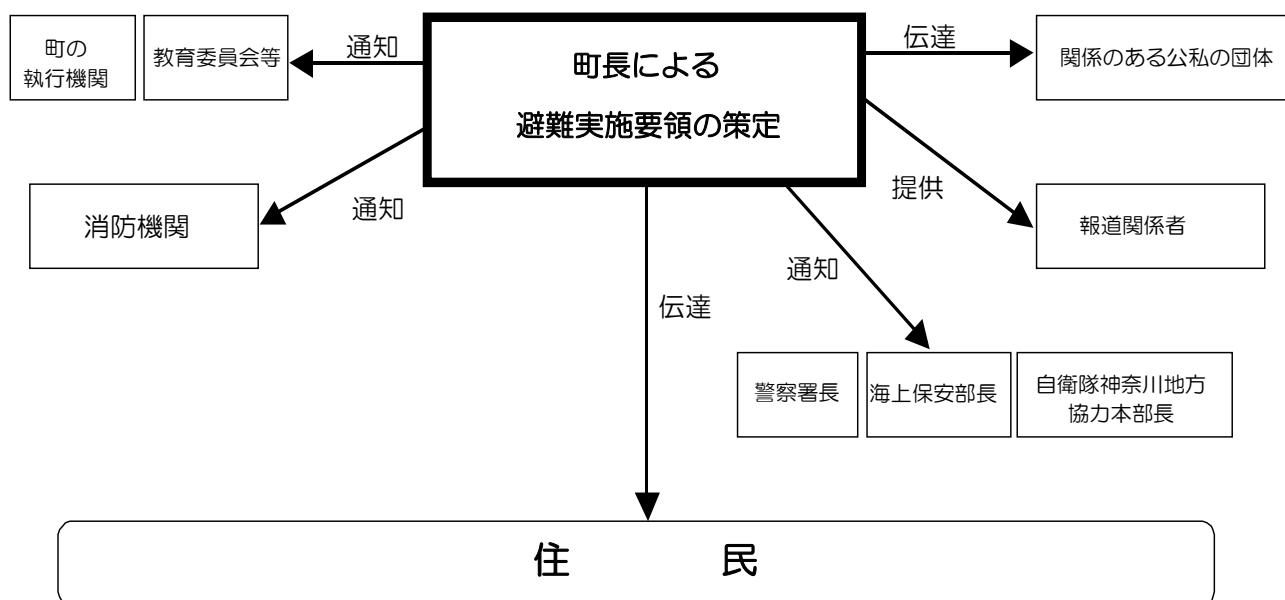
避難誘導から離脱してしまった場合など、問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

町長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、また消防長と協力して、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、保育園、学校、自治会等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所、要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防団の活動

消防団は、消火活動並びに救助及び救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認及び要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 消防本部及び消防署との連携

町長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消防長と緊密な連携を図る。また、町長は避難住民の誘導に関し、特に必要があると認めるときは、足柄消防組合の組合長に対し、消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求める。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模及び状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織及び自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食料の給与等の実施及び情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食料の給与、飲料水の供給及び医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡及び運送手段の確保を的確に行う。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

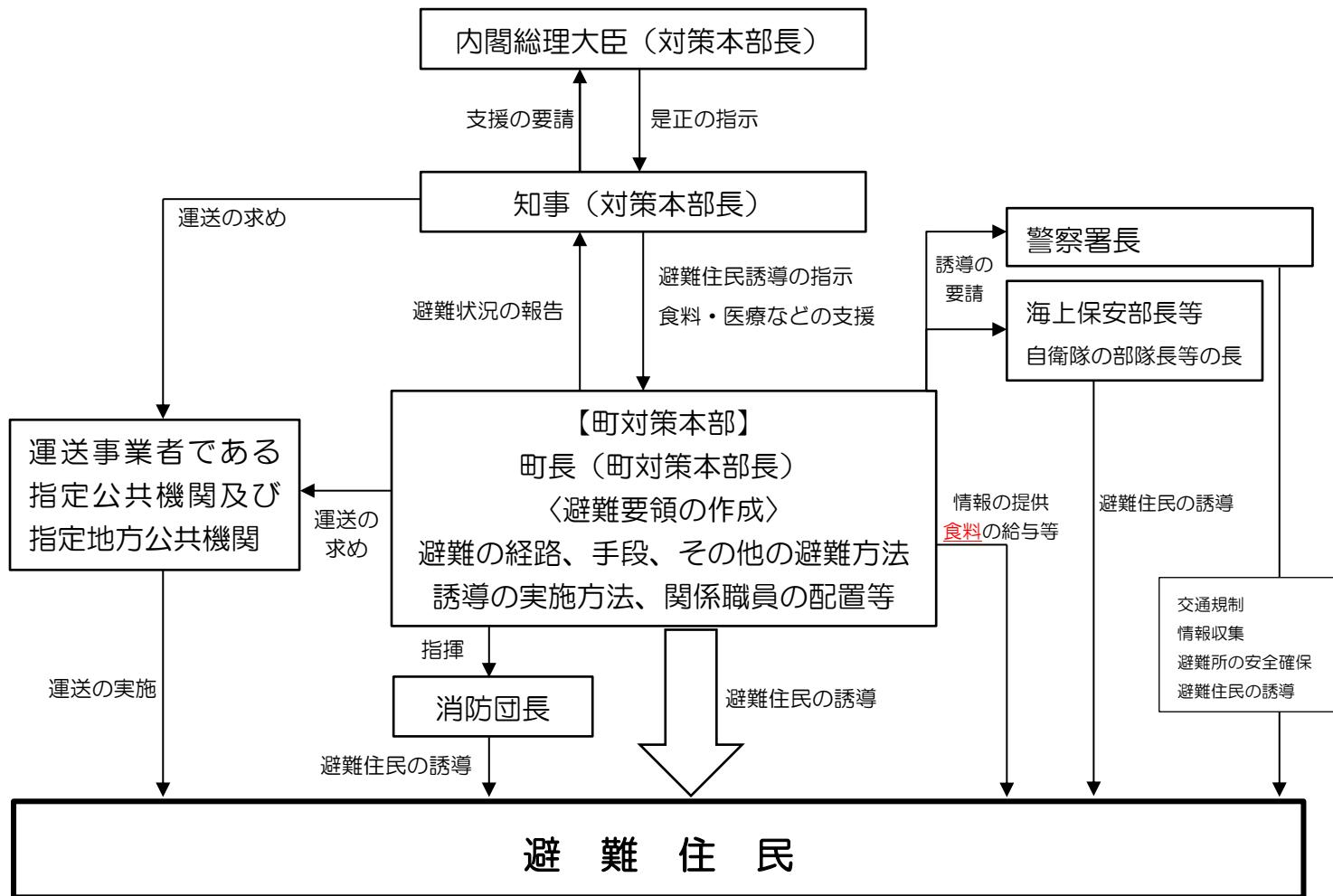
町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

【避難住民の誘導】



第5章 救援

町長は、知事が実施する避難住民等の救援の補助を行うとともに、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うことも想定されることから、町は、次のとおり、救援に関して必要な事項を定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から町長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知があったときは、町長が行うこととされた救援を関係機関の協力を得て行う。

(2) 救援の補助

町長は、上記で町長が行うこととされた救援を除き、知事が実施する救援の補助を行う。

2 救援の内容

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、さらに松田町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の内容を踏まえて、次のとおり救援を行う。

また、町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

(1) 避難所の供与

① 避難所の開設

町は、県と調整の上、避難所の開設場所を決定して、避難所を開設する。

② 避難所の周知

町は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県、県警察、自衛隊等の関係機関に連絡する。

③ 避難所の管理運営

ア 避難所の運営は、避難所の担当職員が自主防災組織等と協議し行う。避難所の運営に当たっては、傷病者、妊産婦、乳幼児、高齢者、**障がい者等の災害時要援護者**

に十分配慮する。

- イ 町は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、避難者のリスト等の作成を行う。
- ウ 町は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、プライバシーの確保等に配慮する。
- エ 町は、避難所における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努める。
- オ 町は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、関係機関と連携して対応するよう努める。

(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

① 応急仮設住宅等の供与

町は、必要があるときは、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の建設を実施する。

② 応急仮設住宅等の建設予定地

町は、応急仮設住宅等の建設に当たっては、長期間居住することを想定し、交通、水道、教育、保健衛生等の条件を考慮の上、公園など公共の空き地等を利用する。

③ 応急仮設住宅等への入居者募集

町は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において災害時要援護者の入居に十分配慮する。

④ 公営住宅等への一時入居

町は、避難生活が長期化する場合には、空き室のある公営住宅等を避難住民にあっせんする。また、民間の賃貸住宅等について、所有者や管理者に協力を依頼し、避難住民等へのあっせんを行う。

⑤ 住宅の応急修理

町は、必要があるときは、町内の建設業者の協力を得て、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を実施する。

(3) 食料の給与及び飲料水等の供給

① 飲料水の供給

町は、非常用飲料水貯水槽、配水池、プール、河川水、井戸水等を活用して応急給水に必要な飲料水を確保し、避難所において供給活動を行う。この場合において、町だけでの対応が困難なときは、県等へ応援を要請する。

② 食料の調達・供給

町は、備蓄食糧、関係団体との協定等により調達した食料等を、自主防災組織等の協力の下、避難住民等に供給する。調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

(4) 生活必需品の給与又は貸与

町は、備蓄生活必需品、関係団体との協定等により調達した生活必需品等を、自主防災組織等の協力の下、避難住民等に給与又は貸与する。また、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

(5) 医療の提供及び助産

- ① 町は、消防機関からの報告その他の情報から総合的に判断し、必要と認めた場合は、救護班を編成する。救護班は、庁舎、健康福祉センター及び寄診療所に救護所を設置し、救護活動を行う。
- ② 町は、消防機関、避難所等から救護班の派遣を要請された場合は、足柄上三師会に医療救護班の編成を要請する。
- ③ 町は、町において編成する救護班のみでは、応急対策が困難であると認めた場合は、知事に対して、救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、知事を通じて、国、医療機関である指定公共機関等に対して、救護班の派遣を要請する。
- ④ 町は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等や関係団体から調達した医薬品等を活用するとともに、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。
- ⑤ 町は、医療を必要としている人で、災害により必要な医療が受け入れられなくなつた人に対して、医療機関の協力の下、必要な応急医療活動を行う。

(6) 被災者の捜索及び救出

町は、捜索のための相談窓口を設置し、消防機関、県警察による捜索活動と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

町は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(8) 学用品の給与

町は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

(9) 死体の捜索及び遺体の処理

① 死体の捜索

町は、捜索のための相談窓口を設置し、消防機関、所轄警察署による捜索活動と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡している

と推定される者を捜索する。

また、捜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

② 遺体の処理

ア 町は、武力攻撃災害時には、公共施設等に遺体収容(安置)所として開設する。また、町は、捜索により収容された遺体を遺体収容所に搬送する。

イ 町は、納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達するほか、必要に応じて県に協力要請を行う。

ウ 町は、収容された遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を台帳に記録し、遺品を保存する。

エ 所轄警察署は、見分、検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない場合は町に引き渡すこととされており、その際、町は自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、町は所轄警察署と協力して、遺族等への遺体の引渡し作業を行う。また、検案終了後に必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

オ 町は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理する。

(10) 埋葬及び火葬

① 町は、遺体の引取り人がいない場合、又は災害による混乱のため遺族等による遺体の処理ができない場合は、近隣の火葬場にて火葬を行う。

② 町は、災害により火葬施設が使用できない場合は、神奈川県広域火葬計画に基づき、広域の応援要請を行う。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

町は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場など、生活に欠くことができない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して、土木建設業者等との協定に基づき、除去を実施する。

3 救援の際の物資の売渡し要請等

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要

請等を行うことができる。

なお、町長はこれらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公平かつ適正な手続の下に行う。

(1) 物資の売渡し要請等

① 町長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品、飲料水、生活必需品等の物資であって生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し当該特定物資の売渡しを要請することができる。

この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該物資を収用することができる。

② 町長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

③ 町長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

(2) 土地等の使用

町長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。

この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

(3) 医療の実施の要請

町長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。

この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

4 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら、救援を実施する。

(4) 救援物資の運送の求め

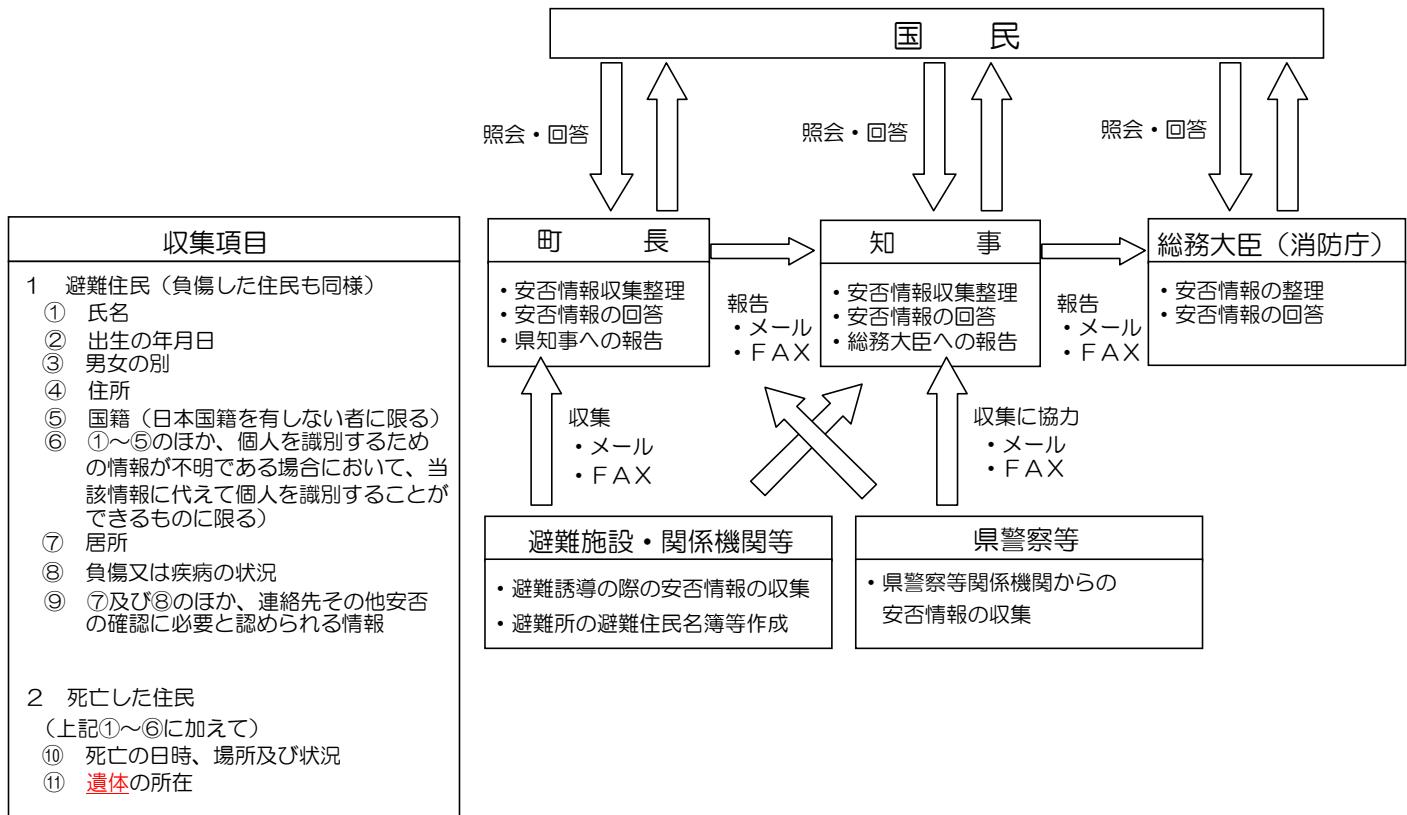
町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】

安否情報収集・整理・提供の流れ



【安否情報システムについて】

・安否情報システムは、武力攻撃事態等における国民保護法第32条に規定する国民の保護に関する基本指針に基づき、国及び地方公共団体が安否情報の収集・提供事務の処理を効率的に行うために整備された。

・基本的には、本計画に記述した安否確認の業務処理を当該システムで実施できる。ただし、当該システムの前提是、武力攻撃事態が発生し、国民保護法に基づき「事態認定」がされ、消防庁が、安否情報システムの利用開始を決定した場合、その業務規定に従い都道府県に利用開始を発出する。

したがって、当該システムの立ち上げを待たず、町は安否確認について収集処理を実施する。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

さらに、災害時要援護者が滞在している施設における安否情報の収集に努める。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、事業所その他関係機関等に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報及び必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する安否情報報告書の様式に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

書告報報情否安

第3号(第2条関係)

老業者による日本の工業組織の変遷

1 こういふ用紙ひい大きさは、日本工業規格A4より大きい。
2 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入する。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷

欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する安否情報照会書の様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合及び照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。
- ③ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

安否情報照会書

年　月　日		
松田町長　　様		
申　請　者 住所（居所） 氏　名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()	
備　考		
被照会者を特定するためには 必要事項	氏　名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住　所	
	国籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日　本　　その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備　考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
4 ※印の欄には記入しないこと。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書の様式により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者並びに回答の相手の氏名及び連絡先等を把握する。

安否情報回答書

年 月 日 様		
松田町長		
年 月 日 付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社 **神奈川**県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町内における武力攻撃災害への対処のため必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合及びN B C攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員及び特殊な装備等が必要となる場合等、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

職員は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死及び不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、職員、消防吏員、警察官又は海上保安官

から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、関係機関により既に現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣する。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報並びに町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関、県警察、海上保安部、陸上自衛隊等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、海上保安部及び自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

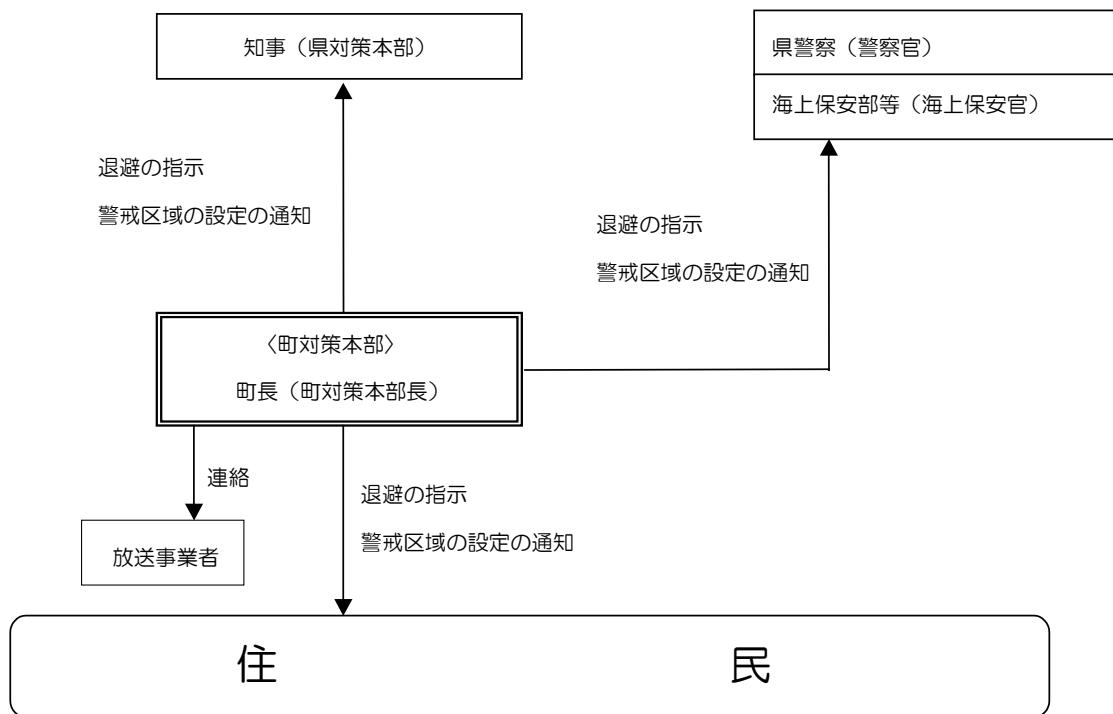
町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供及び現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。N B C 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、自衛隊、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。



(4) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(5) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、その保管）

3 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動並びに救助及び救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減するとされており、町は足柄消防組合と緊密な連携を図る。

この場合において、消防団は、保有する装備、資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行った場合、及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保す

るとともに、消防団と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 町長は、必要により現地に職員を派遣し、現地調整所において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等の各機関との情報の共有及び連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防機関と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、國の方針に基づき必要な対処が行えるよう、國、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防団による支援

消防団は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、団員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する施設について、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

【危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置】

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措置		
		措置1	措置2	措置3
町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの【消防法】	町長	第12条の3	○	○
備考（注1）○は法第103条第3項の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。				
（注2）ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については原則として、地域防災計画に定められた措置を講ずるものとし、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害による災害への対処

町には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の規定する原子力事業者は存在しないが、町内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、町は、町地域防災計画「特殊災害対策計画」危険物等の災害対策に準じて措置を実施する。

2 N B C攻撃による災害への対処

町は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、N B C攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、足柄消防組合及び県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

区分	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限・移動の禁止・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限・立入りの禁止・封鎖
6号	場所	・交通の制限・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等との連絡を密にするとともに、特に消防団は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 町は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 町は、第一報を報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、**障がい者**その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。
- ② 町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業務として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、町地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期限の延長並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

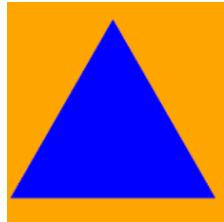
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等。



【特殊標章】
オレンジ色地に
青の正三角形

表面	裏面
<p>氏名／Name _____</p> <p>生年月日／Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加定義書（議定書1）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日／Date of issue _____ 証明書番号／NO. of card _____</p> <p>許可権者の署名／Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期限の満了日／Date of expiry _____</p>	<p>身長／Height _____ 目の色／Eyes _____ 頭髪の色／Hair _____</p> <p>その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information: 血液型／Blood type _____</p> <p>所持者の写真／PHOTO OF HOLDER</p> <p>印章／Stamp 所持者の氏名／Signature of holder</p>

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・町の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団員及び水防団員
- ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関する必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフラインの復旧

- ① 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- ② 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 国における法制整備等を踏まえた復旧の実施

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

用語集

○あ行

用語	解説
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）
e-ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム インターネットで講義内容や教材を配信し、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能
N B C	Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称
L G W A N	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク

○か行

用語	解説
火災・災害等即報要領	昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知
関係機関	県および町域にかかる指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関をいう
関係機関等	関係機関及び近隣市町村、自主防災組織等をいう
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む）であり、政令で定めるもの
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

用語	解説
緊急対処事態対策本部	松田町緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、町長が設置するもの
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む） 【緊急対処事態対処方針】 緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物質	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて臨時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときに、国の対策本部長が発令する。 警報の内容は次のとおり 1　武力攻撃事態等の現状及び予測 2　武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 3　その他、住民及び公私の団体に周知させるべき事項
県国民保護計画	国民保護法第34条に基づき神奈川県が作成する国民の保護に関する計画
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、神奈川県知事が設置するもの
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）
現地対策本部	被災地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施において、国、県の対策本部との連絡調整、また現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要がある場合に、町長が設置するもの
国際人道法	武力紛争時の文民等の保護を目的とするジュネーブ諸条約をいう

用語	解説
国民保護業務計画	国民保護法第36条に基づき指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画
国民保護措置	国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号に掲げる措置（同号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む） 【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）

○さ行

用語	解説
災害時要援護者	高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定める国の機関
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもののうち町域にかかるものをいう
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもののうち町域にかかるもの
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもののうち町域にかかるもの

用語	解説
ジュネーブ諸条約	<p>1949年のジュネーブ諸条約（ジュネーブ4条約）のこと</p> <p>武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした次の4条約の総称</p> <p>日本は、1953年4月21日に加入した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官
生活関連等施設	<p>①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等）</p> <p>②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第27条に規定する施設</p>

○た行

用語	解説
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
第一追加議定書	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（平成16年条約第12号）
大規模集客施設	建築基準法上の床面積が10,000m ² 以上の店舗、アミューズメント施設、スポーツ施設等をいう
地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策について定めた計画
特定物質	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
トリアージ	事態発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

○は行

用語	解説
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

用語	解説
武力攻撃事態	<p>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <p>【政府見解】</p> <p>「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの</p>
武力攻撃事態等	<p>武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態</p> <p>【武力攻撃予測事態】（政府見解）</p> <p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態</p> <p>その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの</p>
防災	<p>国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急対処事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為</p> <p>災害対策基本法等に基づく対策等</p>
ポータルサイト	インターネットを利用する際、最初に閲覧されるような利便性の高いウェブサイト（ホームページ）の総称

○ま行

用語	解説
町国民保護計画	国民保護法第35条に基づき松田町が作成する町の国民の保護に関する計画
町国民保護対策本部	松田町国民保護対策本部 内閣総理大臣から県を通じて設置の指定を受けたときに、松田町長が設置するもの
町対策本部長	松田町国民保護対策本部長（松田町長）

避難実施要領のパターン事例集（全新規）

1 事例集作成の目的

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成）16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）では、武力攻撃事態（国民保護法において定める武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。）及び緊急対処事態において、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、県及び町等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。

中でも、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における避難については、国が緊急の必要があると認める際に警報を発令するとともに、住民の避難措置を講ずるように指示を出した上で、都道府県知事が避難指示を行うことになっている。武力攻撃事態及び緊急対処事態においては、迅速かつ正確な国の避難の指示及び県や町における対応が不可欠である。

しかしながら、国民保護が発生するような様相は、弾道ミサイル攻撃を除き、一般的にはイメージすることすら難しい。そのために作成したのが本事例集である。

今後も、武力攻撃事態等や緊急対処事態がいつ発生するか分からない状況であることから、円滑な避難の実施が可能となるよう、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の様相と避難のイメージやパターンを記述する。

2 武力攻撃事態等及び緊急事態の種類

武力攻撃事態等	緊急対処事態
① 着上陸侵攻	⑤ 原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃
② ゲリラや特殊部隊による攻撃	⑥ 集客施設等への攻撃
③ 弾道ミサイル攻撃	⑦ 化学剤・生物剤による攻撃
④ 航空機による攻撃	⑧ 交通機関（航空機）による自爆テロ

3 各避難と分析

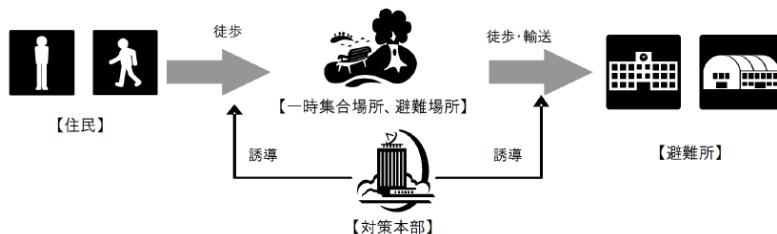
① 屋内避難

外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕がない場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の形態。



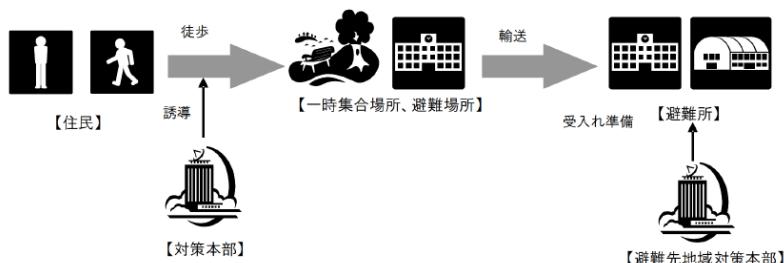
② 市町村域内の避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所にとどまつていては危険な場合等に用いる避難の形態。



③ 市町村域外の避難（他都道府県への避難を含む）

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が市町村域を越える場合に用いる避難方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態。市町村は、都道府県と連携して、避難先地域を管轄する都道府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。



【避難の類似性について】

「国民保護における避難施設の機能に関する検討会報告書」（平成20年7月消防庁国民保護室）で避難の形態が類似することが指摘された。

- ・航空機による攻撃と弾道ミサイル攻撃が類似の事態
緊急対処事態がゲリラや特殊部隊による攻撃における対処と類似
- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃（類似の事態である緊急対処事態を含む）
弾道ミサイル攻撃事案（類似の事態である航空攻撃による攻撃含む）への対応については、まず近傍の屋内施設への避難が推奨
- ・屋内避難を行う事態の中でも、ゲリラや特殊部隊による攻撃による攻撃（類似の事態である緊急対処事態含む）については、市町村の域内の避難・市町村の域外への避難を屋内避難の後に行う
- ・緊急対処事態の1類型である交通機関（航空機）による自爆テロについては、手段は異なるものの、施設の破壊に伴う爆発・火災等による被害が想定、ライフライン等の被災により社会経済活動に支障が生じ得ることの2点において、航空機による攻撃や弾道ミサイル攻撃と類似
- ・着上陸侵攻は、着上陸の可能性がある部隊等による被害を避けるため、その面積等に応じて市町村の域内の避難・市町村の域外への避難が予想

【分析表】

避難形態	類型	様相	町における可能性：○あり ×ない
屋内避難を行ふと考えられる類型	弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイル発射時においては、着弾時における爆風からの被害等を回避するため、近傍の堅ろうな建築物等への避難が中心となると考えられる。	△：弾道ミサイルは費用対効果を考えるため戦略目標になることは考えにくい。しかしながら、小田原等が目標になった場合や示威のため列島通過の場合、降弧弾道上落下の可能性はある。
	航空機による攻撃	弾道ミサイルの攻撃と同様、近傍の堅ろうな建築物等への避難が中心となると考えられる。	×：上記に同じく戦略目標になることは考えにくい。航空機は示威のための行動もなく、公算は低いと考えられる。
	交通機関（航空機）による自爆テロ	緊急対処事態に含まれるが、攻撃の態様が航空機による攻撃と類似であることから、近傍の堅ろうな建築物等への避難が中心となると考えられる。	×：目標となる高層ビルや、大規模施設がなく、攻撃目標になるのは考えにくい。
屋内避難が基本となるが事態の状況により域内・域外避難が混在	ゲリラや特殊部隊による攻撃	安全確保のため攻撃当初は一般的な屋内避難が基本になると考えられるが、事態の状況に応じて、域内・域外避難の実施も考えられる。	○：ゲリラコマンドウ攻撃は、都市部に限らず、擾乱の目的で発見されにくい過疎地に多く行われる。水源や電力など過疎地を目標にした攻撃が多い。
	原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃	緊急対処事態のうちこれら3類型については、ゲリラや特殊部隊による攻撃における対処と類似の事態が想定される。したがって、攻撃当初は一時的な屋内避難が基本になると考えられるが、事態の状況に応じて、域内・域外避難の実施も考えられる。	△：原子力やコンビナート施設はなく可能性はない。集客を目的にした攻撃も可能性は極めて低い。ただし、ゲリラコマンドウ攻撃の手段として化学剤や生物剤を使用した攻撃や実験・訓練が行われる可能性は否定できない。
	集客施設への攻撃		
	化学剤・生物剤による攻撃		
域内・域外を行うと考えられる類型	着上陸侵攻	海岸沿い等からの大規模な攻撃を回避するため、まず攻撃対象と考えられる範囲からの避難が優先されると考えられる。	×：一般的に着上陸侵攻は、敵の海岸線に強襲的に侵攻するものである。太平洋岸に敵が来る公算はない。むしろヘリコプターや航空機を使用した経空攻撃を主体とし要点確保に敵が降着する可能性はある。一般的に松田町のように日本海から見て奥地だと、戦闘の末期であろう。松田町は、上陸正面の避難者の受け入れ先（疎開）になる可能性が高い。

4 類型の解説と避難パターン事例

① 着上陸侵攻

【特徴】

- 一般的に国民保護を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、航空機等の集結の状況、我が国へ進行する船舶等の方向等を勘案して住民の避難を行うことも想定される。
- 船舶等により上陸を行う場合は、上陸用の小型舟艇等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在している地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型舟艇の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。

【留意点】

- 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させる必要がある。
- 国、県、町等は、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。
- 警察は、住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行うものとする。
- 国(内閣官房、国土交通省)、県・町は、可能な限り早期に広範な地域の住民を避難させる必要がなることから、住民の避難のための輸送力の確保に努めるものとする。

着上陸侵攻のパターン事例

某国の侵攻が予測されることから、基本的には県外への避難を行う。

耐規模な数の住民の長期間にわたる避難を可能にするため、交通手段や避難の計画について規定すること。また、住民への周知を具体的にする説明会の開催や地域の広範囲と期間の長期化という着上陸侵攻の特徴を踏まえた準備をする。

着上陸侵攻の想定について

国対策本部から3ヶ月以内の某国による大規模な着上陸侵攻の予測及び避難措置、県からの具体的な避難の指示に伴い、県外への大規模な避難が必要となる事態が発生する。町内全体という広範囲の住民の避難が必要となるとともに、県外避難の完了までに「2ヶ月以内」という長期間を設定した避難計画を県と共同で実施する。国・県・町の状況を記載し具体的な避難指示の措置、避難の指示の流れを把握する。

避難開始時期及び完了目標について

避難期間が長期間になることを前提とし、避難開始時期と完了目標を定めるが、避難に時間を要すると考えられる災害時要援護者は、余裕をもって避難することが可能となるよう、一般住民の避難より長期間を設定すること。

避難のための交通手段・避難の経路について

避難のための交通手段は、歩行困難であるが自家用車等で避難できる住民、自ら避難することが困難な住民、一般の住民に分けて、避難が必要となる住民の性質ごとに適切な避難のための交通手段を設定する。また、一般の住民については地区に集合した上で、バスにより

一斉に駅、港湾に輸送し、鉄道、船舶を活用して避難を実施する。輸送力の大きい鉄道や船舶により、多くの住民を一斉に避難させるためである。

避難が滞らないよう、一般の住人と自ら避難することが困難な者により、避難時期や交通手段や避難経路を分ける着意が必要である。この方法は他の事例にも共通である。

避難スケジュールについて

計画的な避難の実施が可能となるよう、先遣隊出発から最終後衛隊出発まで、全ての避難スケジュールを作成する。第1次避難では、避難に時間を要すると考えられる自ら避難することが困難な者を優先し、その後の避難では具体的な地区ごと避難実施日を設定している。避難スケジュールを作成することにより、全体として計画的な避難を実施することが可能になる。

交通規制について

一般住民が主に避難する鉄道付近、及び自ら避難することが困難な者が避難する車両用の道路において、住民、車両が停滞せず、円滑な避難が可能となるよう、交通規制を実施する。

避難誘導要領について

職員等による避難誘導について計画する。まず先遣隊を派遣して避難先となる町と避難住民の受入れに係る事前調整を実施した上で、住民の避難誘導を実施し、最終的に後衛隊の職員等が取りまとめて避難するという流れである。また、歩行困難であるが自家用車等で避難できる住民の避難時は、戸別の誘導を行わないが、避難経路として使用する道路、高速道路を示し、かつ交通規制を実施することで対応する。

さらに、一般住民の避難の際には、集合場所から駅や港湾への誘導、鉄道や船舶による避難先までの誘導など、段階ごとに誘導方法を定める。

集合場所の一覧について

一般住民が避難する際の集合場所、集合時間、避難先施設、避難経路について、地区ごとに記載した一覧表を作成する。自治会単位や小学校区が一般的である。

島嶼部について

細部は省略するが、一般的な着上陸侵攻正面に同じである。しかしながら、急襲的に生起する可能性もあり、より迅速な対応が必要となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】

- ・警察、自衛隊等による監視活動により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは探知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（ダ

ーティボム）が使用される場合もある。

【留意点】

・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村と都道府県、警察、海上保安庁、自衛隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

【その他】

・ゲリラや特殊部隊が集客施設等に立てこもる、化学剤・生物剤等を使用する等といった事案が発生する場合、集客施設等への攻撃、化学剤・生物剤による攻撃と類似する。
・敵国が、最も容易に実施し易い工作活動であり、様々な目的の下行われている可能性が高い。特に停電やインフラ妨害で

ゲリラや特殊部隊による攻撃のパターン事例

本事例は町近傍のダム（仮想）の爆破を想定する。

事態の状況について

通常、ゲリラや特殊部隊（コマンドウ）の攻撃は被害が限定されるが、ダムの爆破は下流に及ぼす被害が甚大なものとなるため、要避難地域が広範囲にわたり、大規模な避難が必要となる。※町に立地する施設等を踏まえ、発生する事案を複数想定すること。

関係機関の措置等と事態の特性について

ゲリラコマンドウ攻撃では、現場において攻撃している、又は現場付近に潜伏する武装工作員から住民を守る必要がある。そのためには、警察・自衛隊との連携等が必要となる。

警察による交通規制や警備、自衛隊による警戒の実施、消防機関・警察・海上保安官・自衛隊による避難誘導等関係機関の措置を具体化して記述する。

避難施設・一時集合場所について

大規模な域内・域外避難が必要となる本事例においては、地区ごとの避難者数を踏まえた上で、浸水域外の学校施設や生涯学習センターなどを使用する。

大規模な避難が必要となる場合には、住民の一斉避難のため、徒步等により一時集合場所に住民を誘導した上で避難施設に輸送する場合も計画する。

なお、避難者数を把握するために、平素より各自治会の住民の数についても把握する。

本事例のように、要避難地域が広く、多くの住民を一斉に町外遠距離の避難施設に避難させる必要がある場合、地区ごとに一時集合場所を設けた上での避難住民の輸送という方法を実施する。その場合、輸送手段に係る関係機関との調整が必要である。

輸送手段について

大規模な住民避難の運送を想定し、バスの輸送可能人数から必要な台数を算出した上で、バス事業者と調整し、各種バスを手配する想定としている。また、輸送力については、避難住民が多い一時集合場所に重点的に配分することで、迅速な避難を計画する。

避難実施要領等の住民への伝達方法について

「避難施設」「避難手段」「避難経路」の情報を踏まえて、一時集合場所における集合時間、

避難施設への輸送手段を計画し、どの地区が要避難地域に当たるか、そのような方法で、経路で、いつ避難する必要があるのかについて、一覧で把握する。また、自ら避難することが困難な者の輸送については、健常者とは別の輸送方法（町所有車両等）を使用し、別の避難施設（社会福祉施設）に輸送することが必要である。

避難実施要領等の住民への伝達方法について

住民への迅速な情報伝達のため、避難の実施（地区の一次集合場所）、携行品について、防災行政無線やＨＰで伝達する文書はあらかじめ、作成しておくこと。

③ 弾道ミサイル攻撃

【特徴】

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合には、ＮＢＣ弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

【留意点】

- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
- ・屋内避難を行わせる際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に退避させるものとする。

【その他】

- ・さらに弾道ミサイル攻撃においては、着弾前と着弾後では、状況が異なるため、想定される避難行動にも差異が生じると考えられる。また、着弾後の避難形態については、屋内避難と、域内・域外避難が混在すると考えられるが、弾道ミサイル攻撃については、着弾時における爆風から被害等を回避するため近傍の堅ろうな建築物等への避難が中心になる。

【弾道ミサイル落下時の行動について（内閣官房国民保護ポータルサイト）】



弾道ミサイル落下時の行動について

Jアラート (例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryu/hogo_manual.html

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます

首相官邸 ホームページ www.kantei.go.jp

Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合
できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物がない場合
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにミサイル落下！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

弾道ミサイル着弾前のパターン

国からの避難措置の指示、都道府県から避難の指示等について

他国からの弾道ミサイルの発射情報については、まず国からの警報の発令、避難措置の指示が行われ、当該指示を受けて県知事が町を経由して住民に避難を指示し、主に近傍の堅ろうな建築物への避難が指示される。外気の遮断や情報収集（TV、スマホ等）に努めることが示される。

避難先と避難誘導の方針について

当初は屋内避難を実施することが望ましい。また屋内避難を行う際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下鉄、地下駅舎等の地下施設に避難することとされているが、松田町では該当する施設が少ないとから、爆風等による被害を防ぐ観点から、屋内にいる場合は窓から離れるか、窓のない部屋に移動する、身を低くして伏せる等、屋外にいる場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る等の行動が必要である。

事態の特性で留意すべき事項について

自ら避難することが困難な者や、警報の発令内容の伝達が難しい外国人等への対応として「災害対策基本法」（昭和36年策定）上の災害時要援護者を参考にする。また、観光施設や駅など人が多く集まる施設においては、情報の共有等について、施設内の従業員等に協力を求める。

屋内にいない場合の避難行動について

記載した以外では、道路上に停車することなく、緊急車両等の通行に支障がないようにすること。

避難実施要領の住民への伝達方法について

ミサイルの発射情報については、国からの警報の発令により伝達されるが、町としても住民に確実に情報を伝達することが重要である。防災行政無線やすぐメールまつだなど町から住民への呼びかけが想定されている。

弾道ミサイル着弾後のパターン（N B C弾頭の弾道ミサイルを含む）

国からの避難措置の指示、都道府県から避難の指示等について

着弾予想地点の周辺及びその風下となる地域の避難措置

避難住民の誘導について

着弾予想地点の周辺及びその風下となる地域について、それぞれ異なる避難施設に避難する。また、範囲が広範囲にわたる場合、地区ごとに避難する等その時の状況で判断できる柔軟性が必要である。

関係機関の措置について

警察・消防や自衛隊等とともに現地において様々な調整を行うため、現地調整所を設置することになっているが、N B Cの影響をさけるため、風上となる地域に設置する。

屋内にいない場合の避難行動について

記載した以外では、道路上に停車することなく、緊急車両等の通行に支障がないようにすること。

避難実施要領の住民への伝達方法について

ミサイルの発射情報については、国からの警報の発令により伝達されるが、町としても住民に確実に情報を伝達することが重要である。防災行政無線やすぐメールまつだなど町から住民への呼びかけが想定されている。

- ・避難施設への避難方法について
- ・自ら避難することが困難な者の避難方法について
- ・残留者の確認方法について

④ 航空機による攻撃

【特徴】

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易（衛星画像やレーダー網等）であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類によって異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば政経中枢が目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・航空攻撃はその意図が達成されるまで、くり返し行われることも考えられる。
- ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

【留意点】

- ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃目標を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連施設に対する攻撃のおそれがあ

る場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

【その他】

- ・航空攻撃については、「弾道ミサイル攻撃」における対処と類似の事態と考えられる。
- ・近年はUAV（無人機）が進歩し、航空攻撃に使用している場合が増加している。

パターンは、③を準用する。

⑤ 原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃

【特徴】

- ・原子力事務所等やダムの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。
- ・建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。

【その他】

- ・両方とも「原子力災害対策特別措置法」、「石油コンビナート等災害防止法」法があり、その対処法は定められている。

パターンは、②を準用する。

⑥ 集客施設等への攻撃

【特徴】

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
- ・緊急対処事態としては、武力故劇事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

【その他】

- ・ダーティボムや化学剤・生物剤が使用される可能性がある。

集客施設等への攻撃パターン事例

本事例は、集客施設、駅やイベント会場における爆破物の設置を想定したパターン。

事案の概要、今後の予測・影響と措置

テロ組織や工作員が、人の密度が高い場所で爆破物を設置（複数）することで目的を達成する行為である。要人襲撃よりも、一般住民を対象とするため、事案の予想が難しく、住民に与える影響が大きい。

関係機関の措置の概要について

爆発が発生する事案の場合、付近にいる住民、客等が被害を受けることを防ぐために避難誘導を実施する。消防機関・警察・自衛隊がこれに当たることとし、避難誘導のため、警察が交通統制を行うほか、タクシー事業者の区域内への運行を統制する。

※事態の状況によっては、バス事業者、鉄道事業者、要避難地域への立ち入り制限、避難先への運送等運送に係る調整が発生する。

事案の特性について

爆破物に化学剤・生物剤・汚染物質等が含まれてる可能性もあり、これらの被害は、通常、事案直後には発生しない。その可能性から要避難地域を広範囲に設定する必要がある。爆破物の細部が判明し、住民の安全が確保できるまでは、通常、要避難地域を最大限確保する。

季節等について

真夏の場合は、避難実施中又は避難後、住民が熱中症になるケースが多い。

学校においては、体育館にこだわることなく冷房施設のある教室を開放する。

冬の場合は、暖房、毛布の配布、防寒着の用意等を準備する。

⑦ 化学剤・生物剤による攻撃

【特徴】

- ・化学剤は、地形・気象の影響を受けて、風下方向へ拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、地を這うように広がる。また、特有のにおい、無臭等、その性質は化学剤の種類で大きく異なる。
- ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特に人から人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により、被害の範囲が異なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

【留意点】

- ・化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、対策本部長は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難するように指示するものとする。
- ・生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、対策本部長は、武力攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するように指示するものとする。

パターンは、②を準用する。

⑧ 交通機関（航空機）による自爆テロ

【特徴】

- ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフプラン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

【その他】

- ・航空攻撃と弾道ミサイル攻撃と本事案の3事案には共通点が多い。

パターンは、②を準用する。

松田町国民保護計画

作成 松田町安全防災担当室
TEL 0465-84-5540 直通